

第2回 江南市市民自治によるまちづくり
基本条例推進委員会会議録（概要）

日 時 平成24年3月23日（金） 午後1時30分～午後3時20分

場 所 江南市役所 第2委員会室

出席委員（10名）

会長 中 田 實	委員 沢 田 和 延
委員 古 田 富士夫	委員 野 下 達 哉
委員 森 ケイ子	委員 河 井 照 夫
委員 早 瀬 裕 子	委員 平 松 宏 幸
委員 波多野 敬 子	委員 社 本 亘

欠席委員（2名）

委員 庄 田 圭 介
委員 黒 岩 義 光

出席職員

地域協働課長	大 竹 誠
地域協働課 協働推進グループリーダー	坪 内 俊 宣
地域協働課 協働推進グループ	川 上 暁 子

次 第

議題

1. 市民参加条例について
2. その他

配付資料

1. 資料1 (安城市)
2. 資料2 (明石市)
3. 資料3 (奥州市)
4. 資料4、4-1、4-2 (川口市)
5. 資料5 (豊田市)
6. 資料6 (市民参加について)

○会長 前回に引き続き、全体の形、狙いの議論を他市の事例を勉強して、そのあたりの議論をしながら、少し内容に入る形で会を進めます。

前回欠席された河井委員に抱負、あるいはこの間のご経験などを踏まえてごあいさつを。

○河井委員 (自己紹介)

1. 市民参加条例について

○会長 事前に配付されている資料から、何が問題点で、どこに江南市の特徴を見出していくか。まずは、資料説明からお願いします。

○地域協働課長 本日の資料の1から4は、前回委員会から求めがあったもので、他市の条例、安城市、明石市、奥州市、川口市の市民参加条例です。併せて、それぞれの自治基本条例も提出しました。全国には、市民参加、市民参画という名称の条例が50以上はありますが、自治基本条例、あるいはまちづくり基本条例中に、すでに規定している場合もあり、正確に市民参加を規定している条例数を調べるのは困難です。今回は、比較的最近制定された4条例を取り上げました。条例名称に“市民参加”あるいは“市民参画”を含んでいる条例をインターネットから調べたものです。また、川口市については、資料をお送りした時点では、パブリックコメントが終わったばかりであることから、パブリックコメントで提示したものであったが、本日は、資料4-1と、4-2で、パブリックコメントの意見と、最終的な条例案を配付しました。現在、議会で審議中だそうで、順調にいけばきょう採決されると聞いています。今回は4市を取り上げましたが、他市の条例で、参考になるようなものがあれば、あらためて取り上げたいと思いますし、委員さんからもそのような情報がございましたら事務局にお寄せいただければと思います。

二つ目の資料、資料5ですが、これは前回、森委員さんからお求めがあった、豊田市の「共働によるまちづくり」と、地域自治システムのパンフレットでございます。条例は、まちづくり基本条例、地域自治区条例、市民活動促進条例を提出しています。

三つめの資料は、現在、事務局が考えている“市民参加”について、あらためて整理したものであります。市民参加については、庁内でも何回か、職員との会議で研究してきましたが、その手法も当然大事ですが、その前提となる、「市民」や「市民参加の項目」の対象を最初の段階で確認しておいた方がよいと思うことから、資料を作成しました。ただ、この事務局の考える市民参加を押し付けたり、それを前提とした議論を求めているわけではありませので、それぞれの立場で、多様な考え方で、市民の意思の表明について議論していただければと考えています。

それでは、資料6で、ただいまご説明したように、事務局の考えている市民参加条例についてご説明します。

資料6、市民参加条例とは、重要な政策に対する、最低限の、市民参加の手段の実施を義務付けるものです。現在でも、市民参加の手段、審議会、アンケート、パブリックコメントなど、手段はありますが、条例化されていないため、その実施は行政の裁量に任せられ、“市民参加が保障されている”と必ずしも言える状態ではないと思います。

条例の制定によりまして、市は重要な政策の策定に当たりましては、市民に「意思の表明」を求める市民参加の手段の実施が義務付けられることとなります。市民参加の保障をしていくということです。また、市民参加条例の中で、「市民市政提案」を規定している例も多く、市民側から政策についての提案を積極的に行うことが可能となっています。国又は地方公共団体の機関に対して希望を述べることを保障する制度である請願については、憲法で請願権が、請願法でその手段が規定されていますが、請願を受理した官公署に対して、請願者にその処理の経過や結果を告知する義務までを負わせるものではありません。

2番ですが、まちづくり基本条例と市民参加条例の関係について述べています。まちづくり基本条例と市民参加条例の関係をどう説明すれば分かりやすいかと考え、このような例えにしました。パソコンやスマートフォンなどのOS、オペレーションソフト、パソコンならウィンドウズをお聞きになったこともあると思います、こういったソフトがOS、基本ソフトです。その

OS上に働くアプリケーションソフトになぞらえる考え方もあるということで、アプリケーションソフトとは、パソコンでいうとポピュラーなものとしては、ワードとかエクセルとだけ思えば結構です。

まちづくりの基本ソフトは、江南市の市民自治によるまちづくりに関する最も基本的な意思の表明であり、その趣旨は最大限尊重されなければなりません。これは、基本条例の第2条です。まちづくりの基本原則や市民の責任を確認し、位置づけているものです。

資料をはねていただきまして、まちづくりのアプリケーションソフト、つまり江南市市民自治のまちづくり基本条例の一般的な規定をより具体化するもので、アプリケーションソフトとして挙げているのは、市民参加、行政評価、行政手続、情報公開、各分野別の制度・条例などをアプリケーションソフトとして機能させていくと捉えていただければと思います。

3番目で市民参加の対象について、広義にはまちづくりへの参加となります。まちづくりの定義をあらためて確認していますが、地域が抱えている課題などに対していろいろな面からの解決を図る、また地域に埋もれている人材などの地域資源を活用して、地域の価値を創造するなど、地域を活気があり、明るく住みよいものとするための公益的な活動で、市政を含んだ内容と定義しています。例として、行政への参加、議会への参加などを挙げている。狭義ということで、行政への参加と書いてありますが、今回、市民参加とっておりますのは、行政への参加ということです。具体的には、江南市市民自治によるまちづくり基本条例の第19条に規定する「市民の意志の表明」のことで、これは狭義としての市民参加と位置づけている。

これらを踏まえ、資料の1から4に戻っていただきたいと思います。

例えば資料1の安城市の市民参加条例。2ページ、第7条で、市民参加の方法として審議会等、パブリックコメント、市民説明会、ワークショップなどが挙げられている。

また資料2の明石市の市民参画条例では、3ページ、第7条、市民参画手法として意見公募手続、審議会等手続、意見交換会手続、ワークショップ手続、公聴会手続などが挙げられている。また、8ページ、第19条には政策提

案手続も参加手続の一つとして挙げられている。

奥州市も同様に規定している。川口市は、意見聴取と意見提出に分け、意見聴取の中でパブリックコメントなどが規定されている。以上のように各市の参加手法を紹介したわけですが、それぞれ参加対象や参加項目などが規定されていますが、事務局ではこのような形の参加条例の研究をしていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いします。

○会長 ざっと説明していただきました。基本的に行政、市の施策に対して意見を言うという、その保障をするということで、その中身、やり方は、市によってさまざまあるということだと思います。まず、今の説明に対し、ご質問がありましたらどうぞ。

○河井委員 確認ですが。江南市は条例こそないですが、実際には実施している手法だと考えられる。資料6で説明されたように、「実施は行政の裁量に任されている」のを、「市民参加を保障する」ために条例化するという。今、江南市がやっていることを条例の中に盛り込み、保障するというのでよいか。確認ですけど。

○地域協働課長 それも含めて、新たな市民参加の手法ということですけど、例えば、今、「市長への手紙」もありますが、個人の方がその時、その時の思いや、要望、建設的な意見よりも「要望」が一番多いのですが、そうではなくて、一定の人たちが議論して、責任を持って合意され、その結果を提案する“政策提案”を実施しているところもあり、江南市でも今後そういったものも考えていく必要があるとも思うので、これは一つの例ですが、そういったものも含めて規定していけたらと思います。

○会長 これまで江南市がやっていたものに、プラス何かがあれば加えていくということですね。

いかがでしょうか。市の施策について意見を述べるという一応の枠がありますので、市民からすると堅苦しいというか、各論的に、例えば市民運動のときに、地域の要望や自分たちの要望を市の方へ言ったときに、これに乗せなきゃ進まないのか、あるいは、市民が持っている問題を解決する仕組みを作ってこの中に入れていく。考え方としては、現実の問題の処理を、少して

も進めるために、どこにネックがあるのか、どうしたら進むかなど議論の進め方などがあると思う。事務局から出されているように、いままでの仕組みをどう保障していくのかということ、制度的に厳密にしていこうという。

○地域協働課長 今、おっしゃたように、現在実施している市民参加の手法についても問題点があるかと思いますが、単純に既定の仕組みを後追いつけるのではなく、改めるべきは改めるという視点を持って、条例で規定していきたい。

○会長 そういう構えでいいわけですね。議論の進め方としては、文言に沿った質疑というものもありますが、もう一つは、実態からということで行くと、平松委員さんや早瀬委員さんの（市民活動の）ところで、現実に抱えている問題をなんとかしようとするとき、内部で議論するのは当然あるとして、役所に言ったときに、この流れの中に乗るのか、むしろ乗らないことがあるのが問題なのか。現実の対応の中で、ぶつかっている問題はどうかでしょうか。制度があっても動かない、これは予算等の問題もありますからそのとおりいかないこともあるでしょうが、その仕組みができていないので、なかなか進まないのか。そもそも仕組み自体がなくて、どう進めたらいいのかということで、市民も市役所側も考えて、時が過ぎているということなのか。現実に抱えている問題はどのようなところなんだろうかな？

○平松委員 例えば、行政さんとの協力のもとにボランティアをやることに関しては、江南市では現状は制度がないので、行政さんに直接相談したり、アドバイスをいただいたりといった形で進めている。もしこれが制度化され、こういうルールでやってくださいということになれば、大変、時間を要す。急な話の場合は、二通りを決めておいてもらわないと、意見の聴取をして回答してもらえないもの。それから大まかに、組織として意見を提出するものの二通りの方法があれば、制度の中にはのっとっていくのではないかと思った。現状としては制度がないので、直接担当のところまで話を伺いながら、我々で解決していくという方法を取っています。

○早瀬委員 私たちのボランティアグループの場合、行政と相談しながら一緒に行っている。ボランティアグループの中で相談したことが、そのまま実行

することもある。その場合、“政策提案”として入れてもらえると、時間はかかるかもしれないが、ありがたいことだと思う。以前は議会に取り上げてもらい、助かったことがある。これができる、私たちの意見が反映できるの、いいなと思う。ただ、時間がかかるのかなという部分は、気にはなります。

○会長 区はいかがですか。区の方の問題解決のルートとして。

○河井委員 古知野区としては、30強の町があります。月1回会議があり、その中でいろんな要望が出てくる。こうした要望が出た場合、区の事務局と一緒に市役所に伺い、担当課長と相談している。予算に反映できるものは、翌年度に反映してもらい、翌年度実施していただくと。他市の政策提案では、提出条件の一つに10人以上とか、20人以上といった人数的なものはクリアできると思う。提出方法が、口頭か資料になるのかの違いなのかなと思います。

○会長 制度化すると進むという面と、制度化すると、今度はその枠にとらわれて、自由に役所に行っているいろいろな話をして進めていくことのネックになるということは。

○河井委員 そうした煩わしさが、ひょっとしたら出るかもしれませんね。

○会長 今までの発言の中で、要求実現ルートとして議員を通してというお話もありましたが、こういうものができる、議会の地域要望の代弁機能との関係はどうなるのでしょうか。他の条例をみると議会はほとんど出てないですね。

○地域協働課長 今まで、いくつかの市の参加条例を調べていますが、議会を絡めた規定のある条例は承知していません。市民参加条例は市民が直接執行機関側に提案していく、そういう道筋だけを想定したもの。

○会長 議会との道は別途あるということでしょうね。制限する趣旨ではないですね。

○地域協働課長 その辺は、議会との調整がいる部分だと思います。議会への請願は地方自治法で規定されていますが、提案という形になると、議会基本条例の中に、議会が市民から提案を受ける条文があるものが、どこかにあるかもしれませんが、いわゆる当局、執行機関が出す市民参加条例の中にはな

いかと思います。議会の基本条例の中にはあるかもしれない。

○会長 前回、目的として政策形成という言い方をしていた。要望があり予算があれば通る、計画はあるが予算がないものは通らない、計画そのものがないのも通らないという中で、特に、計画もないものは、今までは「考えておりません」とはねのけた。今度、これでいくと、市民に一定の提案権があるとなると、それがむしろ行政の中で制度化、又は政策化するということがないと先に進めない。政策化という過程に市民も入ると。当然そこには、議会も。前回申し上げたように、議会改革の第一の課題として、政策形成能力の向上があるわけで、その辺、政策でどうするかということになると、かなり一緒の話になってくる。そこの辺りが一番難しい。今まで流れているのを、流れやすくするというのは当然のことで、今まで通らなかったものを通るようにできるのかというところで新しい問題が出てくる。

○地域協働課長 政策を形成し、予算をつくり、執行機関が執行していたもの、あるいは、市民の知恵などで協働して一緒にやるもの。そこで、従来では議会に諮る形。ここについて触れている、何か規定している参加条例、条文はないと思う。議会側の意思決定に関してはないと思う。

○会長 例えば、環境の問題で、省エネ的な都市構造を創っていくとなれば、かなり新しい提案になる。この部分では、市民の側の要望もあるだろうし、当然、議会で政策としてどうするかという議論もある。この辺りも、本来なら一緒にできれば、一番効率的ではあるんですね。市民と行政がやったものを、最終的に議会が認めるかどうかは形式的にはあるが、その過程で中身作りに議員さんにも参加してもらいたいという思いはある。

○地域協働課長 議会と当局のバランス、関係もある。現状、法的に求められた関係の中で、そのような仕組みができれば望ましいかなあと思う。その辺が、逆にネックになっているのかとも思う。

○会長 早瀬委員が、先ほどおっしゃった“議員を通じて”というものは既にあるわけですね。

○早瀬委員 ボランティアグループの中から、こんなことがやりたいねということが出てきたとき、実際、予算が付かないとやれないこともあるので、自

分たちでやれるところはやりますが、きちんと予算を付けていただかないと進まない面もあるので、その点、行政の担当者に相談するが、議員さんの方にも相談するという、いろいろな所に相談しているので、それが、一つのところで相談できるシステムになれば有難いと思います。

○会長 現状でも既に、市民が議会を通じ言うてくる、その同じことが行政にも出てくることはあるわけですね。それをさらに進める具体的な仕組みとして、他の市にあるいろいろな制度をつくる、その辺り、江南市としては何をつくるのかという議論。

○森委員 大前提にあるのが、江南市市民自治によるまちづくり基本条例の第19条、ここの枠の中での議論になるということでしょうか。「第8条に規定する政策の形成、執行及び評価の過程に、市民が参加し、自らの意思を表明する機会を設けます。前項に規定する市民の意思の表明に関して必要な事項は、別に条例で定めます。」と。何か第1回のおさらいで申しわけないですけど、私、もう少し幅広いことで、市民参加を考えていたんですけど、先ほどの、市役所内部の検討の過程だとか、そういうことでいくと、今回、市民参加条例を作っていこうということは、意思の表明に関して必要な事項。その中に今までにやっているパブリックコメントだとか、住民説明会だとか、そういうものに加え、提案型のものを加えていったらどうかと。こういうふうを考えればいいのでしょうかね。

○会長 ええ、ただ、19条の中身は大変広いわけですね。政策の形成からは始まるとなると、ほとんど全て入るとみていいわけですね。第2項の意思の表明の様態は政策の形成、執行、評価でみんな違うと思いますが、それは、すべて含んでいると思っています。第19条を根拠とするために、何らかの限定が加えられているとは思っていない。これまでの制度の中でどういうプラス、マイナスがあったのか、改善点はどこにあるのかという検証の作業は、議論の仕方としてはありますね。

市民の方、ボランティアの活動をしている方からは、市役所に意見を言っても、なかなか通らないといった不満を聞きます。何がぶつかっているのか。計画があっても予算がないのか、計画そのものがないのか、考え方そのもの

が違うのか。その辺りを分けられず、不満を聞くことがあるんですが、この辺り、どこがネックになっているのか。その辺は、何か役所の方の議論はいかがですか。市民の強い不満はどこにあるとか。あるいは議会の皆さんが聞いているところがあるかもしれませんね。

○地域協働課長 庁内組織の研究会では、そのような具体的な議論まで入っていない。この委員会の中で示された市役所側の課題、問題については研究会でも協議したいと思います。

○森委員 今、会長さんがおっしゃられてそうだと思ったんですけど、今までいろんな形でワークショップやパブリックコメントをやったのは、江南市が考えたいろいろな政策や計画について、市民の意見を聞く形が多かった。それでもまだ形式的なものが多くて、その部分では改善が必要だと思う。もう一つは、やはり、市民がこういうことをやってほしい、こういうことを望んでいることに対し、江南市がどう受け止めるのか。あるいは議会がどう受け止めるか。言葉にすると“政策提案”というのでしょうけど、市長のどこまで持ち上げていく仕組みはなかった。せいぜい「市長への手紙」ぐらい。あるいは「要望書」という形で区だとか団体が持ち込むしかなかった。全体で検討するものはなかったと思う。だから、そういうものが、一つのシステムとしてできあがると、もうちょっと風通しがよくなると思いますけど。

○会長 今回の委員会では最初から議会から委員が参加していただいております、画期的だと思っている。議員の方が議会で要望を出しますね。それがどう通っていくのか。言ったことが通らない場合、それを進めるための仕組みをどうするのか。議会改革でいう“政策立案”を固めるのと、市民側から何かしたいといった場合、本来は独立したことではなく、あちらがあるからこちらがあるという関係だと思うんですが、それが結局、行政の腹一つということになるのか。あるいは、かなり政策提言をされていて、大分行政を動かしてきたという実態なのか。その辺りの感触はいかがですか。

○古田委員 資料に事例が出ています。市民参加条例を考えていく場合、議員の立場、議員のあり方が問われることははっきりしていると思います。長年、市会議員は市民の代弁者であった。市民の声を拾って市政に反映させるよう

努力してきた。参加条例でいくと、市長が直接市民にいろいろな提案を求める規定もある。そうなると市会議員の役割がどう変わっていくのか、変わるべきか。議会で議会改革検討委員会を設置し、真剣にこれからの議会の在り方について検討をしている段階です。やはり、「まちづくり」の言葉だけでいくと抽象的。江南市にどんな課題があるのか。今回の東日本大震災を例にすると、まちごと流されたまちを、どのように復興し、あたらしいまちをつかっていこうかというテーマがあるんですね。市民の声を集約して、それを活かすことは、しっかりこういう手法でできると思います。しかし、なかなか先程来話があるように、行政の主導する形と、市民の要望は、手続きなどのいろいろな問題で、かみ合わない部分が多くて、現実には海岸沿いの多くの市町村の中で、意見が集約されて、まちごと高台へ移転することが決まった自治体は、二つぐらいしかない。あとは制度の問題とか、国の制度、県の制度がネックになって、一向に復興計画が出来上がっていない。そういう現状を見るときに、やはり、今、幸い江南市は、まちづくりに関し、せっぱ詰まった問題を抱えていないが、将来的に、注目度、要望が多いテーマが出た場合、しっかりと参加条例を定めて、それに基づいたまちづくりを行うということで、この準備をする参加条例を作ることは必要なことだと思う。そのような中で、議員はどのような役割を果たすべきか、切磋琢磨して今後対応するようにならなければならないと。

- 会長 今の流れだと、市民から出た要望を市が政策し、予算を組んで、議会に投げかける。それで議会がオッケーすれば、政策化するという流れですね。
- 地域協働課長 市民参加条例を通した政策案であっても、それを議会に諮るという流れは変わらない。これ以外の流れは想定していない。
- 会長 ただ、積極的に両方で持ち上げましょうということなら可能ですね。
- 森委員 議会もこれから議会改革の検討に入るわけですけど、ある意味で、今まで議員は言いつばなしだった。一般質問などで取り上げて、それを大体の合意ができたり、市長がこれは大事なことだと判断したりすると、それが予算なり、政策に生かしていくというやり方。だけど、議員の中でも、例えば一般質問で同じ様な取り上げ方をする。だとしたら、議会は議会としてま

とまった意見の提案をできるようにしていこうじゃないかということは、今、少しずつ始まっている。平成22年度、建設産業委員会では1つテーマをもって、1年間、生活交通の問題、巡回バス、いこまいCARをどうするとか、いろいろな意見があったので、それらについて委員会として検討をし、調査も行い、市長に対し一定の提言を出すことをやった。今までは、議員各々で、市長にあれやれ、これやれと言っていたことが多かったが、やはりそれだけでは市民要望に十分に応えたことにはならないと思う。一つの、端緒的な動きですけど、議会は議会として活かして、やっていかなければと思っていますけど。

○野下委員 政策に対する市民の意志を表明するのが市民参加条例ですけど、現実に、一概に言えないが、例えば区から行政に持ち上げていくとなると、政策といっても、本当に身近な小さな要望が多いと思う。“政策を”というと、市民からすると難しい面もあると思う。議員の場合は、いろいろ市民の意見を伺う中で、先進地の事例も勉強して政策として提案してきたわけですけど、その辺の、市民の方、団体によって、これは政策なのかという部分がどうなのかという気はします。

○会長 市民のところでは政策は、おそらく難しいので、要望を出して、通らないのがどうしてか。そこのところ。予算なのか。そもそも考え方がちがうのか。何なのか。そのあたりをどこで詰めるのか。そのときは、市民としてはそこに入れてほしいという。

○沢田委員 政策提案を市民からするのは大賛成。当然、要望事は、いろいろなチャンネルはあった方がいい。そこでどう実現していくということは、端的には予算の問題が一番であろうかと思うし、果たして、それが市民全体の福祉の向上につながるのかということだとか、その政策過程の問題も今後様々なことが出てくるかもしれない。江南市議会は会派制度を採っている。会派の中で相談会をやっているところもあれば、アンケートをやっているところもあれば、市民と直接話す会を設けたり。個人的には、いろいろな方法を取り入れて、市民の声を聞いてきて、それを会派の中でまとめて、年に一度、市長へ要望として出している。いろいろなところで聞いてきた話、また

自分で研究してきたこと、すべて取りまとめながら提案をしてきている。先程、森委員が言われたように、どうしてもそれが、言いつ放しのところがあり、少し反省点がある。そここのところを、今後どう解決していくかということもあるんですけど、やろうとしている議員さん目的意識は高くなっている。目標は同じところなので、提案制度や従来の市長への手紙などを通して、当局が計画と予算を組み議会に示す。それを議会が判断する。手順はいろいろあるが、窓口は一つではなく、チャンネルはたくさんあった方がいい。そういう中で、市民、当局、議会が何をやっていこうかという気持ちを合わせることで提案制度が必要だと思っています。

- 平松委員 全然違った話になるかもしれませんが、我々は一市民です。よく聞くのは、一つの例では、江南の駅前はこのままでいいの。駐輪場がいつもいっぱい。自転車が道路まであふれている。どこに言えばいいの。それは市役所じゃないですかと言うだけの話。地域としてそれを取り上げてもらうのは、近隣の人はいいかもしれませんが、その地域が広いとなかなか取り上げてもらえない。政策として予算が必要なわけでもない、そういった細かいこと、住みやすいまちにするということなら、やっぱり、そのフィードバックがなければだめ。そこで参加条例という一つのルールを作って、こういう形でやっていくんだと。予算がかかるなら、そこに地域の代表の議員さんに相談したり、みんなで討議をして一定の提案を出していくことを決めておかないと、今の状態のままでは、市民としては、町総代さんに言うのか、区にお願いするのか、あるいは市役所に言うのか迷う。不便を感じている。ごみの問題でも、道路に平気でごみを捨てる。収集日以外でもごみが置いてある。そういうことも取り上げて、住みやすい、明るいまちをつくるなら、まず、原点から考え直して、じゃあ議員さんとどうタッグを組んでやっていくのかを、市民が理解しないと難しいという気がします。それにはルールが必要ですから、この市民参加条例を作り、浸透させた上で全体が動いていく。区の問題、団体の問題。そういうものでも、やはりどこかで、議員さんが顔を出したり、応援していただいたり、アドバイザーとして出ていただけるよう制度を作っていたら、一番やりやすいと思う。

- 会長 議員の方は言いつ放し。市民側は言ってあきらめ。今のところ、そのようなところで止まっているんですね。それを一歩進めるためにどんな仕組みが必要か。なかなか難しいところが出てきますが。
- 社本委員 議会の一般質問などで、先進事例のご紹介があり取り入れる部分もある。例えば、「クレド」を取り入れた。職員はそれが何かも知らなかった。そういう行政側の勉強にもなっている。しかし、すべてが予算化はできるわけではないので、あれもこれもではなく、選択しながらやっている。市民からの要望は、できるものはやっていると思う。市民要望と議員の関係は、条例に入れたいということですが、それを否定するものでもないし、拡大していくものでもないと考えている。市長への手紙の回答についても、できないものは、そっけない回答になっているものもあるが、“市民の目”として、行政は注意している。平松委員のところには駐輪場で大変ご迷惑をお掛けしております。いろいろな意見をいただき、危険箇所の改善など対応させてもらっています。そういう声を拾いながら進めているが、全部に対し、満足していただける回答にはなっていないのも事実。
- 会長 既に流れているんだけど、その情報がしっかり伝わっていないことから、というものもあつたり。戦略計画のときに出ていた意見で、政策的な問題としては、「公営住宅」をちゃんと造れという意見があつた。この辺は今、可能かどうか、大きな政策選択の問題だと思うが。政策として議論して選ばれたものと、駐輪場なんかの場合、政策としてあるのか、ないのか。いろいろの段階があると思いますが、それらがどこで整理されて、それをもう一歩進める議論をどこでするのか。ある程度まとまれば議会ということになるが、その前のところで、市民の言ってきたものは生の要望でしょうから、それをどう処理するのかの道筋を作っていくということかと思えます。
- 早瀬委員 こんなまちにしたいという夢、要望と、今できてないからやってほしいという要望の二つがある。政策提案という話ができる場、チャンネルができればと思います。
- 会長 おっしゃるとおりです。やり方が決まっているのにできてないところをどうするのかと、何もなくて新たにこうしたいということですね。

ただ、条例は枠組みを作るだけで、議論はそれぞれの場所であり、そこが動きやすい条例にしておくということですね。

○河井委員 確認ですが、安城市には第11条に「政策提案」という文言があるが、川口市は、第5条に「意見聴取及び意見提出」となっており、「政策」という言葉はない。「政策提案」だと、市民は難しく捉える。意見を述べるだけなら簡単に言えるが。今回は、安城市のような「政策提案」を盛り込むのか。また、まちづくり条例の第8条、執行機関等が行う政策の形成、これは、何もないところから市民が政策形成するのか。それとも、執行機関が提案した政策をよりよくするための意見を求めるのか。

○会長 執行機関が進めることに対する意見の表明か、その枠をこえて市民の要望を出せるのか。

○河井委員 先程出た駐輪場についても、政策としてはある。それをうまく運用する意見を聞くのか、別の政策を考えるのか。

○地域協働課長 「政策提案」は執行機関が出した案についての意見を求めるものではない。早瀬委員が言われた「こんなことができたらいいな」の部分を政策化する、オリジナルの提案となる。

○会長 両方できるということですね。

○地域協働課長 はい。

川口市の方は、資料4-2で、意見聴取は「市が事業を行うに当たって市民の意見を収集することをいう」と、意見提出は「意見聴取に基づかず、市民が市政に対する意見を市に提出することをいう」と定義されている。

○会長 ここでの認識としては、市民の要望に制限を加えるものではないと。

○波多野委員 前回と今回、条例について意見を伺い、条例を作り、私たちに保障してもらえるというのは、私たちが意志の表明ができる機会を公式に認めていただける、そういう条例になっていけばいいのかと感じました。公式に認められた後、それを認識できるような条例にしていくと、もっと参加しやすいと思います。私たち市民が出した意見に対し、市役所の方から、こういうに活かしていくという意欲的というか、安心感というか、そういうようなものを感じられる方向が見えるような条例を作っていけたらと思いました。

○会長 おっしゃるとおりですね。それでは、豊田市の事例を紹介していただいた後にまた議論に戻りたいと思います。

○地域協働課長 資料5ですが、前回要望のあった豊田市の資料です。豊田市の共働は、「協」ではなく、共に働くというキーワードになっています。基本条例の理念、子どもから高齢者までの誰もがまちづくりの担い手となって、市民と行政が共に働き、共に行動するまちづくりを推進し、自立した地域社会を目指すというもので、この理念のもと、共働によるまちづくりを推進する柱が地域自治区条例による分権、市民活動促進条例による市民活動の推進であります。第1回の委員会で、森委員さんから地域の要望、意見などを市の事業に反映させているとのご発言がありましたが、それは、この地域自治システムのことによろしいでしょうか。

○森委員 都市内分権の考え方で、地域に自治組織があつて、そこからの要望をしっかりと捉えて、また自分たち自身で実現していくシステムができてきていることだと思う。ちょっと、今議論しているものとは違うのかなと見ていた。

○地域協働課長 地域自治制度は、住民自治の充実の観点から、区を設け、住民の意見をとりまとめる地域協議会と住民に身近な事務を処理する事務所を置くものです。豊田市では地域協議会を「地域会議」と呼んでいますが、その地域会議は、地域に関する事務に関して市長やそのほかの市の機関に対して意見を述べる役割を有しています。さらに、豊田市は、地域会議に対して、市への要望をすることだけでなく、地域住民自らが地域課題を解決する手段を探ることを期待しています。平成23年4月1日現在、全国で17団体が設置されているそうです。豊田市の場合、地方自治法に基づくものですが、条例や要綱を根拠にして協議会を設置している例もあります。

現在、事務局では地域自治からの検討は考えてはおりません。委員会の研究範囲を狭めることでもありませんが、いわゆる市民参加条例をまず研究していきたいと思いますので、ご理解ください。

○会長 江南市の場合、個人の要望、区の要望、団体の要望ですが、それを地域課題というと、その課題を提起するのは誰なのか。主体が誰か。誰が言え

ば行政は尊重するのか。その権限をはっきりさせるのが地域自治区みたいな、こういうものをやれば、そこが自治単位として提案権及び執行権を保障するという事です。安城市の場合はコミュニティという言い方で枠付けしています。江南市の場合も、戦略計画、自治基本条例の策定過程でずっと問題になってきたところですが、今のところはというところです。提案権をもつ団体ということでいずれ出てくるかもしれません。この委員会では課題としないということですね。

○地域協働課長 はい。

○会長 それでは、全体としての資料6の提案に戻ります。

○地域協働課長 資料6の3頁、4「参加できる者の範囲」から説明します。

例えば、安城市は、「市内に住む者、市内で働く者又は学ぶ者及び市内で事業又は活動を行う者（法人その他の団体を含む。）をいう」。基本条例と同じ。明石市は「自治基本条例第2条第1号に規定する市民をいう」ということで、「市内に居住する者（以下「住民」という。）、市内で働き、若しくは学ぶ者又は事業者等をいう」、奥州市は「自治基本条例において使用する用語の例による」ということで、「市内に居住し、通勤し、又は通学する個人をいう」、川口市は「市内に在住、在勤若しくは在学する者又は公益を目的として市内で活動するものをいいます」となっており、基本条例の定義から「法人」が除かれている。事務局の案としては、「江南市市民自治によるまちづくり基本条例第3条第1号に規定する市民をいう」としており、基本条例のその定義は「市内に在住し、在勤し、在学し、又は市内で公益的活動を行う個人をいいます」となっています。基本条例の市民をそのまま市民参加条例の市民とすることを提案します。ただ、資料下段、実際の市民参加を求める資格要件としては、例えば、手法によっては、資格は変わってくるのではないかと。公募により審議会委員ですと、市内に在住、在勤、在学で18歳以上。パブリックコメントですと、それにプラス、案件によっては、利害関係者も対象にする場合もありうるかもしれない。市民提案制度は、年齢要件をつけることも考えられます、何名以上による連署を必要とすることが考えられる。

資料は4、5頁です。「市民参加の対象範囲」ですと、安城市は「市政に関

する基本的な方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃」で、市の条例の中でも特に基本的な方針を定めるもの、あるいは、義務を課すもの、権利を制限する条例の制定、改廃。明石市、奥州市も同様の規定があり、川口市も「市民に義務を課し又は権利を制限するもの」となっている。事務局提案も、同様なもので「市政に関する基本的な方針又は制度を定める条例の制定又は改廃」と「市民に義務を課し、又はその権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃」としている。以下「総合計画又は市の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更」「広く市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃」「広く市民の公共の用に供される施設の設置に係る基本計画等の策定又は変更」も同様な規定を提案している。「行政評価」という文言は他市にはないが、まちづくり基本条例で「行政評価」の項目があり「市民参加のもとに行政評価を実施」と規定されており、これを受けて参加の範囲に入れたものです。対象外としているものとしましては、「軽易なもの」「緊急に行わなければならないもの」「法令等の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき行うもの」を同様に提案しています。明石市は「予算の定めるところによる補助金その他の金銭の給付に関するもの」を対象外にしている。以上よろしく申し上げます。

- 会長 この今の事例は、主に行政側の提案、行政のやっていることについての意見。先程の市民側から要望は、ここでいう「軽微なもの」が多いですね。そうすると、それは検討しなくてもよろしいとなっているのが多い感じがしますけど。ただ、この趣旨は、行政の方で細々としたことまでは、意見を聞かなくてもやりますということで、市民が言うこととは別の次元ですね。
- 地域協働課長 例えば、細々としたことでも、民事上の面が絡む問題もあるし、即解決できるわけでもない。地域住民を巻き込むものに絞るのも大事ではないかと思う。
- 会長 行政から見た軽微、市民から見た軽微。こういうものを軽微なものとして、切るのかということですね。
- 地域協働課長 一つには言い方にもよる。例えば、駐輪場の問題は特定の駐

輪場だけの問題なのか、全駐輪場の問題なのかとか。

○平松委員 その件は、一般質問などでも取り上げていただき、大変感謝しておりますけど、やはり行政からすると、何カ所もあるのに1カ所だけいわれて、全体の問題かという判断もあるだろうし。実際困っているのは、その地域に住んでいる人が困っているんで、他がどうであれ、そこから要望が出るのは当然のことだと思う。よその地域から出てなければ軽微になってしまうと、これはちょっと違う。住みやすいまちづくりの基本条例を作ったが、その辺まで卸すのか、それは町内でまとめてくださいというのを条例化するのか。個人の意見を聞いてもらちが明かないですし、個人の申し出は、すぐ回答をださないといけない。やるのか、やらないのか。一方、団体さんなり、区などを通してとなれば、そこでワンクッションを置くことになる。その辺のところをどう制度化するのかの問題もある。この制度を作るのであれば全市民に知ってもらう必要があるが、じゃあと市役所に言いに行くのも。その辺が難しいかと思います。

○社本委員 例えば、道路の舗装などは、市民から来るのではなく、行政としては先に区を通していただきたいというのは、やはり優先順位がありますので、自分の家の前だけよければというわけにもいきませんので、区を通して優先順位を付けてもらっている。今の駐輪場に関しては、駅に近ければ近いほど満員になりますので、いい敷地があれば借りるなり、増やすなどの検討をしなければいけない。今回は古南小学校の近くに、少し広いところがありましたので、それを利用してもらうよう看板を立てるなどPRしていますが、どうしても、少しでも駅に近いところになります。今、役所の近くでは半分以上空いているところもあり、そこをやめてでも、別に市民の方が使いやすいところを探すのが行政の仕事だとは思いますが、なかなか、いったん決めると、新しいものはできない、古いものはやめられない。そういうたくさんの意見が職員の動く力にもなる。市民参加条例によって少しでも前進すればと思います

○沢田委員 駐輪場の問題が決して軽微な問題とは思っていませんが、先程いろいろなチャンネルという話をしたが、駐輪場の話はあちらこちらから話が

あり、それを取り上げて、いろいろな形で当局に提案していますが、なかなか実現が難しい。本来、提案制度は、「こういった提案があります」といったまったく新しい提案を想定していると思う。正に、この方ならではといった、市では思いつかない提案がどんどんできるような窓口になることを期待しています。例えば、江南市に新しい図書館がほしいといったときに、要望はものすごくある。現実にはこういう条例ができたときに、より言いやすくなるかもしれませんが、例えば10人の連署でもって図書館を造ってほしいとの要望が出てきた場合、当局はどうするのか。今まで聞いていることであって、決して新しい情報でもない。言いやすくなるだろうが、それは行政が感じ判断していかなければならない。結果として、「適切な場所がありません」「予算がありません」などの理由で実現されてない。そうすると条例を作って、それにそって要望してもだめだったとなる。その繰り返しになるかもしれない。条例に沿った提案をどう担保していくかが、この条例を作るときの大事なことであると思う。それぞれの立場で努力されている方は見えると思いますが、そうした新しい提案を、より受け入れられやすい仕組みづくりが大事だと思います。

また、資料6での参加できる範囲ということで、他市では、事業者及び法人も含まれるところもある。江南市のまちづくり基本条例の市民の定義では、事業者は入れないと、当事、議論があったと聞いています。例えば、企業城下町の豊田市は、事業者にどんどん入ってきてくださいよと。事業者としてのすばらしい提案がありますよと。トヨタ自動車を作った自動車が寄附されて、こういうように使ってくださいというようなことも聞いたことがある。まちづくり基本条例は、市民と事業者は区別しており、事業者の役割も積極的な規定になっていない。そうした提案を引き出すべきと思う。いわゆるOSであるまちづくり基本条例の定義と少し違ってくる部分もあるので、少し悩ましいです。以上です。

○会長 今のご指摘の法人事業者ですが、江南市のまちづくり条例では事業者の枠で規定していますが、市民参加条例の場合、入れないわけですね。そこを区別する考え方は何でしょうか。最近の防災、減災などとなると、建築業

者の協力が大きくなっている。だから、これは日常的に入れておく、入ってもらっておくという意見はある。これは一例ですが。

○地域協働課長 おっしゃる部分もあると思います。資料3頁でも説明しましたが、市民参加の手法によって、参加者の資格要件が変わってくる。ここで事業者が実際に参加できるもの、できないものに整理できると思う。基本的には事業者も含めるということで考えていきたいと思います。

○会長 含まれているという理解ですか。

○地域協働課長 きょう事務局の提案には含めていませんが、参加できる対象に入れて考えます。

○社本委員 まちづくり基本条例第3条の第1号で市民が、第2号で事業者がそれぞれ定義されている。例えば、市民参加条例の定義で、第1号及び第2号としておけばクリアできる。

○会長 意図的に排除したということがなければ、そうすればいいことで。事業者を含むということでもいいですね。

○地域協働課長 はい。検討します。

○森委員 事業者もですけど、実際には活動しているNPOですが、それこそ早瀬委員が活動されている国際交流協会ね、ここでいくと個人となっていて、2号では公益活動を行う法人で...

○会長 だったら6号も入れちゃっても。団体としての提案権を認めるというのであればね、地縁団体、NPO、事業者、市民。

○地域協働課長 NPOも第2号の「事業者等」に入ります。

○会長 地縁団体も入りますか。

○地域協働課長 「事業者等」に入ります。ただ、先程も申し上げたように、それぞれの参加メニューに相応しい参加資格があると思うので、個人に絞るのか、団体もいいのか。その辺は資格、団体として資格かは整理していかなければならないですけど。

○会長 はい。今日の議論では枠は広げるということですね。

○地域協働課長 はい。

○会長 確認ですが、外国人は市民に含まれているのですか。

- 地域協働課長 はい。「市民」に入っています。
- 会長 各資格要件について、また文章になってくるところで議論することにして、今日は、市民参加条例でどんなことが行われているのかと、取りかかりのところを提案していただきました。これからどう展開しますかね。
- 地域協働課長 今回、市民参加の対象ということで、議論のたたき台として、一部、事務局案を提出しました。次回以降も市民参加条例の概要を提出した方が、みなさまの意見をもらえるかと思えます。ただ、押し付けと思われても、会議運営がうまくいかなくなるので、もし、資料を提出される委員さんがいらっしゃれば、その資料でも構わないと思えます。皆さんからもたたき台を提出していただくと助かります。
- 森委員 さらっとですけど他のものを読ませてもらい、提案された意見がどう受け止められるのかが明確でない。出し方はたくさんあるが。パブリックコメント、市民説明会、アンケートといろいろなことが書いてあるけど、それがどう活かされていくのかが明確でない。市民の方では、そちらの方が大切。その辺の課題を整理しておく必要があると思えます。そういうのが必要か、必要ないのかも含めて。
- 会長 明石市の場合は、その辺が細かく書いてあります。あまり窓口を広げると何でも出てきてしまうということもありますが、言いつ放しでなく、ちゃんと議論をして、それじゃあ無理だねと納得してもらえれば済むわけだけど、その納得なしで、出しっ放しになっているのがまずいんですね。その辺り、細かく書いてありますね。誰が何を、どんなふうにと。江南市が学区単位でやってきた住民説明会、明石市の「意見交換会」的なものでもあるわけですね。こういうことを細かく規定していけば、ある程度見当が付くわけですね。意見を出す場と、その意見がどう処理されるかと。
- 地域協働課長 市民の方にとって利用しやすいものでなければならない。条例を作っても参加実績がないといけないので、比較的前に施行された条例について調べて、次回以降、示していきたいと思えます。
- 会長 おそらく、市民の側も出しやすくなれば、いろいろなものを出してくる。そこからずっと議論してきて、こんなものはだめなんだと市民が納得

できれば、段々、大事なものに整理されていく過程があるので、一時期わつと出るのも、むしろ望ましいではあるかと思うのですがね。

それでは、ある程度先のところの資料を事務局で作って、示してください。そういう形で進めてください。次回に向けて、委員から何か要望がありましたらどうぞ。

きょうは、皆さんかなり積極的に発言をしていただきました。これが形になっていけばおもしろいものになると思います。

○市民参加条例上の「市民」の定義について

- ・ 江南市市民自治によるまちづくり基本条例第3条で規定する「市民」及び「事業者等」とするが、各市民参加の手法ごとにその要件を決めていく。

○提出される“市民の意思”について

- ・ 提出後の取扱いを明確にする。

2. その他

○会長 次回の日程について、事務局から何か考えがあればお願いします。

○地域協働課長 次回は5月23日、午後1時半でいかかですか。

〔日程調整〕

○会長 次回は5月23日、午後1時半です。それでは閉会とします。お疲れ様でした。

○次回の開催日程 平成24年5月23日（水）午後1時30分

市役所 3階 第2委員会室

○次回の議題

- ・ 市民参加条例について
(概要案及び他市の運用について)

